

【別表 2】

販路開拓支援業務プロポーザル評価基準

1 評価項目及び評価内容について

以下の評価項目及び評価内容に基づき採点する。

評価項目	評価内容			配点
全体評価 (提案書等の 提案内容)	提案内容の的確性	仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。	5	20
		事業を効果的・効率的に実施するための提案がされているか。	5	
	提案内容の実現性	実施方法等が具体的で実現性があるか。	5	
	事業への理解・知識	事業内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるか。	5	
提案項目 (個別商談会、 個別面談等)	個別面談 (オンライン可)	経験の浅い参加メーカーにおいても商談会へ参加しやすいような個別面談を開催することとなっているか。	10	45
	個別商談会	招聘予定のバイヤー等が幅広いチャンネルとなっており、当市の事業者との商談成約率が高まる提案となっているか。	25	
	フォローアップ	商談会后に、バイヤーの意見をフィードバックする等、参加メーカーの商品ブラッシュアップやプレゼン能力の向上等につながるような内容であるか。	10	
提案項目 (自由提案)	提案限度額の範囲内での追加提案	本業務をさらに効果的なものとする提案がされているか。	5	5
業務実施面 (業務の人員配 置、時間配分)	業務実施体制、 スケジュール	提案内容を実施できる人員が確保されているか。	5	10
		各行程ごとに妥当な時間配分がなされ、業務完了までの過程が明確にされている。	5	
業務実績	類似業務実績	過去5年間の販路開拓を目的とする商談会等の開催実績		10
経費項目や金額の妥当性	提案内容に対する積算金額は妥当か。また、経費内訳は明確かつ適切に記載されているか。			10

2 評価の方法について

- ① 各審査委員は上記の評価項目及び評価内容に基づき、提案者ごとに点数評価を行う。
- ② 各審査委員の持ち点（100点）を合算した値（満点）の6割を最低基準点とし、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない提案者は選外とする。
- ③ 各審査委員の評価点を合算した値が最も高い提案者を受託候補者として特定する。ただし、評価点が同点の場合は見積書の金額が低い者を受託候補者とする。
- ④ 提案者が1者のみの場合で、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点を満たすときは、当該提案者を受託候補者として特定する。